

犯罪被害者等支援 メニューリスト

矢 掛 町

支援メニュー・対応窓口

矢掛町

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へつなぎます。	町民課 TEL 0866-82-1011
--	-------------------------

2 国民健康保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	健康推進課 TEL 0866-82-1013
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	健康推進課 TEL 0866-82-1013
(3) 国民健康保険税の減免	国民健康保険税の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。	税務課 TEL 0866-82-1030

3 年金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合、亡くなった方が生計を維持していた配偶者や子に支給します。	健康推進課 TEL 0866-82-1013
(2) 障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は20歳前に病気やケガによって一定の障害が残った方に支給します。	健康推進課 TEL 0866-82-1013
(3) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。 (免除申請・納付猶予手続き)	健康推進課 TEL 0866-82-1013

4 税金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 町民税・県民税・森林環境税の減免	町・県民税の納付が困難となった場合などに、減免の相談に応じます。	税務課 TEL 0866-82-1030
(2) 固定資産税の減免	固定資産税の納付が困難となった場合などに、矢掛町税条例の規定(貧困に因る公的扶助等)に基づき減免の相談に応じます。	税務課 TEL 0866-82-1030
(3) 軽自動車税種別割の減免	矢掛町税条例の規定に基づき、一定の障害がある方が所有する軽自動車等に対して、種別割の減免制度があります。	税務課 TEL 0866-82-1030
(4) 町税の納付相談	市税の納付が困難となった場合などに、納付相談に応じます。	税務課 TEL 0866-82-1030

5 住居・生活

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 住所情報の保護	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。	町民課 TEL 0866-82-1011
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、市営住宅への入居に関する相談に応じます。 ・同居親族要件の緩和	建設課 TEL 0866-82-1014
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	福祉介護課 TEL 0866-82-1026
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	福祉介護課 TEL 0866-82-1026
(5) 消費生活相談	消費生活、悪質商法、多重債務に関するトラブルについて、消費生活相談員が相談に応じます。	町民課 TEL 0866-82-1011

6 子育て

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 子育ての悩み相談	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こどもみらい課 TEL 0866-82-1060
(2) 児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給を受けることができます。	こどもみらい課 TEL 0866-82-1060
(3) ひとり親家庭等医療費公費負担	医療機関・薬局等の窓口健康保険証とひとり親家庭等医療費受給資格証を提示することで、ひとり親家庭等医療費助成制度の一部負担金で医療を受けることができます。	こどもみらい課 TEL 0866-82-1060
(4) 一時預かり	ご家庭の緊急事情等で、家庭保育が困難になった場合、お子さんをお預かりします。	こどもみらい課 TEL 0866-82-1060

7 教育

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 教育相談	不登校やいじめ等、教育上の様々な問題の相談に応じます。	教育課 TEL 0866-82-1080
(2) 就学援助	経済的理由により小中学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費などの費用を援助します。	教育課 TEL 0866-82-1080

8 障害

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 障害に関する相談	犯罪等の被害により障害が残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。 (身体障害者手帳の交付、障害福祉サービス)	福祉介護課 TEL 0866-82-1026
(2) 特別障害者手当 障害児福祉手当	精神または身体に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。	福祉介護課 TEL 0866-82-1026
(3) 特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	福祉介護課 TEL 0866-82-1026
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待や養護者の支援に関する相談に応じます。	福祉介護課 TEL 0866-82-1026

9 介護

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高齢者の総合相談・支援	介護・福祉などに関する相談をお受けし、支援を行います。	地域包括支援センター TEL 0866-82-1026
(2) 介護保険料の減免	介護保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	税務課 TEL 0866-82-1030

10 その他

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	健康推進課 TEL 0866-82-1013
(2) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	こどもみらい課 TEL 0866-82-1060